

海外留学特別奨学金 募集のご案内

成績優秀で海外の大学等への留学を希望する学生（最大 2 名）に対し、最大 100 万円の奨学金を支給します。
希望する学生は以下の事項をよくご確認の上、ご応募ください。

1. 応募資格者（全て該当する者）

- ①留学開始時点で 2 年生以上であること。
- ②留学期間が 6 ヶ月以上であること。※渡航出発日が、2025 年 2 月～2026 年 1 月であること。
- ③留学しようとする海外の大学等において公用語として用いられる言語の検定試験の成績が次に掲げるものであること
 - ア 公用語が英語の場合 TOEIC (L&R) または IP テスト 785 以上、IELTS5.5 以上、TOEFL71ibt 以上
 - イ 公用語が中国語の場合 中国語検定 4 級以上または HSK3 級以上
 - ウ 公用語が韓国語の場合 TOPIK4 級以上または KLAT3 級以上
 - エ 公用語が上記以外の場合、ア～ウに定める成績と同等以上であるとして国際教育研究センターが認めるものであること
- ④本学での成績、公用語の検定試験の成績、志望調書の動機および面接時の対応を総合評価し、成績優秀と認められるものであること
- ⑤志望目的・将来の目標が明白で、海外への大学等に留学することが本人の成長および本学における教育水準の向上に資すると期待できること
- ⑥授業料不徴収協定（交換留学）の適用を受けて留学する者でないこと

2. 応募書類 提出締切 2026 年 1 月 30 日（金）

- ①特別奨学金給付申請書（様式 1）
- ②教員推薦書（様式 2）
- ③親権者または未成年後見人の収入状況を証明する書類
- ④公用語の検定試験の成績を証明する書類の写し
- ⑤留学しようとする海外大学等の概要および授業料がわかる書類ならびにそれらの日本語訳

3. 選考方法

申請書類、本学での成績、勉学姿勢、公用語の検定試験の成績、学費を負担する者の経済的状況、面接時の対応、その他選抜に関し必要な事項を審査します。

4. 支給内容

海外大学等における検定料・入学料・授業料・施設利用料、その他海外大学等が直接学生に請求する費用に
2 分の 1 を乗じた額 ※最大 100 万円

5. 支給要件

留学開始時及び開始後に、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等における海外安全ホームページ上「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上となった場合は、支給対象外となります

6.支給を受けた学生の責務

- ①奨学金は海外大学等へ留学するための資金として使用すること
- ②帰国後 1 ヶ月以内に成果報告書（山梨県立大学 Note 等）を作成し提出すること
- ③留学説明会等へ参加・各種広報誌の記事作成等に協力すること
- ④本学を卒業すること

特別奨学金給付申請書（様式 1）及び教員推薦書（様式 2）は案内メールの添付様式を使用してください。

面接選考に関しましては、募集締め切り後に個別にメールにてご連絡いたします。

給付対象者へは 2026 年 3 月末日の支給となります。

その他、質問等がある場合は以下担当までお問い合わせください。

【応募に関するご質問・お問い合わせはこちら】

国際教育研究センター 鈴木

池田キャンパス事務室 泉谷